

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第77号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県上田警察署の項中「真田町及び青木村 上田市」を「青木村 上田市（長野県丸子警察署の管轄する区域を除く。）」に改め、同表の長野県丸子警察署の項を次のように改める。

長野県丸子 警察署	上田市	小県郡のうち長和町 上田市のうち西内、鹿教湯温泉、平井、東内、腰越、上丸子、中丸子、下丸子、御嶽堂、生田、長瀬、塩川、藤原田、本海野、武石鳥屋、武石沖、下武石、上武石、武石下本入、武石上本入、武石小沢根及び武石余里の区域
--------------	-----	--

附 則

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

警務課



県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第71号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(指定の申請)

第20条の3 条例第26条の4に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第18号）によるものとする。

2 条例第26条の4に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第26条の2の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第26条の5第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
第21条中「様式第18号」を「様式第19号」に改める。

第25条中「条例」を「条例（第26条の4を除く。）」に改める。

別表第2の1の条例第14条第1項第4号の場合の項中「一に」を「いずれかに」に、「第5条」を「第6条第1項」に改める。

様式第18号を様式第19号とし、様式第17号の次に次の様式を加える。

（様式第18号）（第20条の3関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊞

県営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、県営住宅等に関する条例第26条の2の規定により申請します。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

住宅課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月26日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第23号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中

「精神保健福祉センター次長」を

「

自律支援幹
精神保健福祉センター次長

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成17年12月15日から適用する。

人事委員会事務局